

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書 3-(3) 「なお、担当者が2又は3の実施者の担当を兼務することは妨げないが、その場合であっても、業務の円滑な実施を徹底すること。」とあるが、「2又は3の実施社の担当と」はどの部分を指しているか。	「2又は3の実施者の担当」とは、8者程度の実施者のうち、2者又は3者の実施者の担当を指し、「担当者が2又は3の実施者の担当を兼務することは妨げない」とは、1人の担当者が、2者又は3者の実施者の担当を兼務することを妨げないという意味である。